

(2) 利用対策に係る第2期計画の取組結果と課題(案)

【大台ヶ原自然再生推進計画（第2期）の実施に係る評価と課題について 目次(案)】

第1章	自然再生の取組に至る経緯と背景.....	2
第2章	自然再生の対象となる地域	2
第3章	第2期計画の概要及び取組	2
第4章	第2期計画の目標に対する評価と課題	13
1.	森林生態系の保全再生	13
1-1.	大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全	13
1-2.	森林の更新環境の回復	13
1-3.	森林後退の抑制	13
1-4.	ミヤコザサ草地から森林への遷移.....	13
2.	ニホンジカ個体群の保護管理	13
2-1.	個体数調整.....	13
2-2.	植生保全対策.....	13
2-3.	生息環境の整備	13
3.	新しい利用の在り方推進	15
3-1.	適正利用に係る交通量の調整 ～マイカー規制等の実施～.....	21
3-2.	より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供 ～利用調整地区の運用～	25
3-3.	総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～	30
第5章	大台ヶ原の現状 ～自然再生事業実施後の変化～	35
巻末資料編	(CD-ROM)	35

第 1 章 自然再生の取組に至る経緯と背景
(省略)

第 2 章 自然再生の対象となる地域
(省略)

第 3 章 第 2 期計画の概要及び取組
第 2 期計画の計画内容について、次頁以降に転載する。

第5章 自然再生の目標

1. 目指すべき大台ヶ原の姿（長期目標）

【長期目標】

大台ヶ原の現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により後継樹が健全に生育していた昭和30年代前半までの状況をひとつの目安として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに利用との両立を図る。

■目指す自然の姿

現在、大台ヶ原で失われている天然更新が行われる、健全な森林生態系の回復と生物多様性の保全を目指す(図5-1)。

《植物》

○ 東大台

昭和30年代前半まで正木峠周辺に広く分布していたような林床にコケが広がり後継樹の生育が見られるトウヒを中心とする亜高山性針葉樹林、その周辺に分布していたトウヒ・ウラジロモミ・オオイタヤメイゲツ等を含む針広混交樹林、大蛇峠等の岩角地植生、点在する湿地植生等の特殊な植生を含む生態系。

○ 西大台

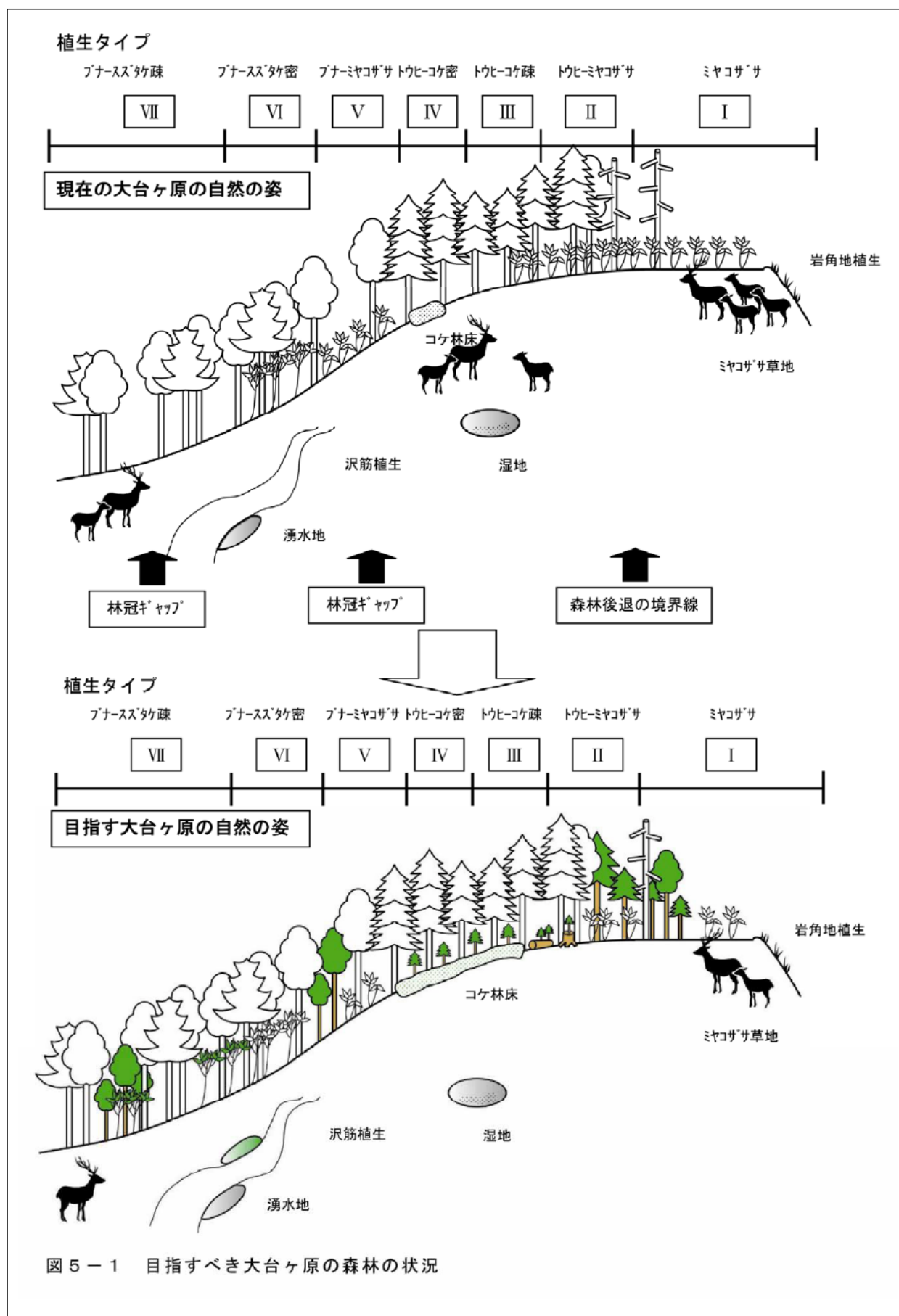
ニホンジカ等による影響が過大となる以前に広く分布していた後継樹を含む低木やスズタケ等の下層植生が豊富なヒノキ・ウラジロモミ等の針葉樹が混交する太平洋型ブナ林、ツルネコノメソウ等が生育する沢筋の湧水地植生、下層植生にメタカラコウ、ヤブレガサ等が生育するトチノキ、サソグelm等を主体とする溪畔林を含む生態系。

《動物》

絶滅のおそれのある紀伊半島地域個体群となっているツキノワグマ、特別天然記念物のカモシカ、ニホンザル等の大中型哺乳類、更には紀伊半島を分布南限とするヤチネズミ、原生林の樹洞をねぐらや繁殖場所等とするシナノホオヒゲコウモリ等樹洞生息性コウモリ類、コマドリ、コルリ等の森林性鳥類、セダカテントウダマシ等の紀伊半島固有の昆虫類、オオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエル等の溪流性の動物等豊かな森林を象徴する希少な種や固有種を含む多様な動物群集で構成される生態系。

■人と自然との新たな関係

利用者等の自然再生に対する理解を深めるとともに、利用の「量」の適正化と「質」の向上を通じて、「ワイズユースの山」の実現を目指す。



出典) 環境省近畿地方環境事務所「大台ヶ原自然再生推進計画 - 第2期 -」(平成 21 年 3 月) p. 71-80

2. 当面 20 年程度の間に実現を目指す姿（中期目標）

大台ヶ原における自然再生を目指す長期目標を達成するために、それぞれの分野ごとに当面 20 年間で実現を目指す姿を中期目標として設定した。

（1）森林生態系保全再生

森林生態系保全再生においては、長期目標に掲げている森林生態系の保全と天然更新により後継樹が健全に生育する環境の回復を目指し、以下の中期目標を設定した。

① 大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全

長期目標に掲げた大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全を目指す。

② 森林更新環境の回復

森林更新の阻害要因を取り除き、健全な森林更新環境を回復させることにより、実生が定着し、後継樹が健全に生育する森林生態系の回復を目指す。

③ 森林後退の抑制

現存するトウヒを中心とする亜高山性針葉樹林の減少を抑制することを目指す。

④ ミヤコザサ草地から森林への遷移

亜高山性針葉樹林がミヤコザサ草地に退行遷移した場所において森林生態系の基礎条件を整えることにより、森林へ誘導することを目指す。

（2）ニホンジカ個体群の保護管理

ニホンジカ個体群の適正な生息密度への誘導・維持

（3）新しい利用の在り方

利用の量の適正化による自然環境への負荷の軽減、より質の高い自然体験学習（自然観察会・エコツアー等）の提供等、周辺地域の活性化も念頭に置いた大台ヶ原における新しい利用形態をつくりあげることを目指すし、以下の中期目標を設定した。

① 適正利用に係る交通量の調整～マイカー規制等の実施～

ピーク時における車両の入込み台数の調整と、利用の分散化を図るためパーク＆シャトルバスライド等の手法を検討、導入し、自然環境に対する一時的な過剰負荷を軽減する。

② より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供～利用調整地区の運用～

西大台地区については、適正に利用調整地区を運用し、良好な森林地域の保全とより質の高い自然体験学習の場を提供することを目指す。

③ 総合的な利用メニューの充実～特に利用の質の改善のための条件整備～

利用者等が自ら自然の大切さを学ぶことを促すため、施設の整備とふれあい啓発に関する取組の両面から、周辺資源の活用を図りながら、学校教育との連携等幅広い主体の参画と協働を得た形で一体的・総合的に取り組むことにより、利用の質の改善を図る。

第6章 目標達成のために実施する取組と評価方法（短期目標）

当面 20 年間の目標（中期目標）を実現するために、それぞれの分野ごとに 5 年（平成 21 年(2009 年)度～25 年(2013 年)度）程度で達成すべき短期的な目標及び短期目標を達成するための取組等について、以下に示す。

なお、実施する取組の詳細については、取組の実施期間等に応じて逐次大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の意見を聞いて定める。

1. 森林生態系保全再生

（1）目的

大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全を強化するとともに、森林更新環境の回復や森林減少を防ぐことを目的とする。

（2）基本方針

引き続き実験的な取組を進めるとともに本格的な取組への移行を目指す。

（3）取組内容

中期目標を実現するために、当面 5 年程度で実施する取組を以下に示す（表 6－1）。

① 大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全に向けた取組

○ 緊急に保全が必要な箇所における対策の強化

現存する大台ヶ原を特徴づける森林生態系のうち、衰退が進んでいる等緊急に保全が必要となる箇所、及び生物多様性の保全上重要であってその効果が現れやすい箇所の抽出を行い、防鹿柵の設置等適切な保全措置を講ずる。なお、実施に当たっては優先順位を付し、効率的に行う。また、西大台の林冠ギャップや後継樹の生育する場所では、小規模防鹿柵（パッチディフェンス）の効果的な活用等により森林更新の場の保護を行う。

○ 利用者のオーバーユースの回避による森林生態系の保全

森林生態系に与える人為的インパクトを軽減させるために、西大台利用調整地区の効果的な運用や、歩道整備による歩行範囲の固定化、利用者のマナー向上等の取組を実施する。（「新しい利用の在り方推進」による取組）

② 森林更新環境の回復

○ 過剰な動物の影響や菌害の抑制による実生の成長促進

森林更新環境の阻害要因の 1 つとなっているニホンジカの個体数調整（「ニホンジカ個体群の保護管理」による取組）を進めるとともに、防鹿柵や小規模防鹿柵（パッチディフェンス）の設置によりニホンジカによる影響を排し、実生の定着や後継樹の伸長成長を促す取組を実施する。なお、既に設置してある防鹿柵を含め、防鹿柵の設置により生じる二次的な阻害要因を除去するための対策を組み合わせた取組を実施する。

また、ノウサギやネズミによる採食が予想される箇所においては、実生の採食からの保護、亜高山性針葉樹林においては、種子や実生の菌害等を抑制する取組を実施する。

○ 林床のミヤコザサの抑制

林床にミヤコザサが生育する場所における、ササ刈り等の地表処理を含むミヤコザサの繁茂を抑制する取組を実施する。

○ 森林更新に必要な適正な林床環境の明確化

実生の発芽、定着から後継樹の伸長成長までに必要となる適正な光環境や土壌環境等基礎的情報の収集を実施する。

③ 森林後退の抑制

正木峠周辺等において現在でも森林後退が進んでいる場所を抽出し、それぞれの場所において適切な手法を検討し、実験的な取組を実施する。

○ 森林後退の場所における樹木減少の抑制

母樹となる樹木を保護するための防鹿柵の設置やラス巻き等の取組を実施する。

○ 森林後退の場所における森林更新の場の保全

実生や後継樹を育成するために、現存する倒木、根株の保全等の取組を実施する。

○ 森林後退の場所における森林更新の場の創出

林縁部等に更新の場を創出するための手法（倒木、根株の設置や現在圃場で育成している苗木の植栽等）の検討を行い、必要な調査、検討段階に応じた実験等の取組を実施する。

④ ミヤコザサ草地から森林への遷移

○ 森林への遷移に誘導するための手法の検討

亜高山性針葉樹林からミヤコザサ草地に変化した場所では、森林生態系への遷移に誘導するための手法検討を行うため、検討対象箇所の抽出、必要な調査、検討段階に応じた実験等の取組を実施する。

表 6-1 中期目標を達成するための短期目標とその取組の例

中期目標	短期目標	取組の例
①大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全	・ 緊急に保全が必要な箇所における対策の強化ー生物多様性の保全ー	・ ニホンジカの影響を排除するための防鹿柵や小規模防鹿柵（パッチディフェンス）の設置
	・ 利用者のオーバーユースの回避による森林生態系の保全（「新しい利用の在り方推進」による取組）	・ 利用調整地区の効果的な運用 ・ 歩道整備による歩行範囲の固定化 ・ 利用者のマナー向上
②森林の更新環境の回復	・ 過剰な動物の影響や菌害の抑制による実生の成長促進	・ ニホンジカの影響を排除するための防鹿柵や小規模防鹿柵（パッチディフェンス）の設置 ・ ノウサギ、ネズミによる採食による実生の生育阻害の抑制 ・ 菌害による実生の定着阻害の抑制
	・ 林床のミヤコザサの抑制	・ ササ刈り等の地表処理を含むミヤコザサの抑制
	・ 実生の定着環境等森林更新に必要な適正な林床環境の明確化	・ 光、土壌、水分条件等の基礎的情報の収集
③森林後退の抑制	・ 森林後退の場所における樹木減少の抑制	・ ニホンジカの影響を排除するための防鹿柵の設置、ラス巻きの実施
	・ 森林後退の場所における森林更新の場の保全	・ 実生の生育場所（倒木、根株等）の保全
	・ 森林後退の場所における森林更新の場の創出	・ 新たな倒木、根株の設置 ・ 植栽等による林縁の保護
④ミヤコザサ草地から森林への遷移	・ 森林への遷移に誘導するための手法の検討	・ 対象検討箇所の抽出 ・ 遷移誘導の可能性についての調査、実験

（４）モニタリング及び取組の評価

短期目標の達成度を把握するためのモニタリング手法を検討し、その結果により評価を行う。モニタリングについては、森林生態系の保全再生について評価することを目的とすることから、植物側だけの視点ではなく、指標的な動物種群を選定しモニタリングする等、総合的に実施する。また、森林環境を把握するための気象データ等の基礎データについても収集し評価に活用する。

2. ニホンジカ個体群の保護管理

(1) 目的

ニホンジカの個体群管理を通じ、ニホンジカによる植生への影響を低減することにより、現存する森林生態系の保全を図るとともに、継続的かつ自律的な森林生態系の回復に寄与する。「大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（第2期）」（以下、この章で「保護管理第2期計画」という）で掲げられた緊急対策地区の目標生息密度10頭/km²を目指す。

また、ニホンジカによる採食等に起因する直接的な影響を排除することを目的として、防鹿柵、樹木のラス巻き等の植生保全対策を実施する（詳細は第6章1.に記載）。さらに、ニホンジカの生息環境の整備を目的として、大台ヶ原周辺地域における関係機関等による森林整備の取組と連携を図りつつ、森林保全に努める。

(2) 基本方針

「森林生態系保全再生計画」に基づき行われる植生保全対策の取組によるニホンジカによる植生への直接的影響の低減のための取組とあわせ、保護管理第2期計画に基づき、個体数調整の実施によりニホンジカの生息密度を目標値にまで下げるための取組を行う。

(3) 計画期間

保護管理第2期計画の計画期間が平成19年(2007年)度～23年(2011年)度となっているため、ニホンジカ保護管理に係る当面の計画期間を平成23年(2011年)度までとする。

なお、平成22年(2010年)度までのニホンジカ保護管理に係る成果を平成23年(2011年)度に検証し、その結果に基づいて、大台ヶ原自然再生推進計画（第2期）の計画期間である平成25年(2013年)度までの取組の検討を行う。

(4) 取組内容

ニホンジカの生息密度を目標値まで低減させるため、保護管理第2期計画の残余期間である平成21年(2009年)度～平成23年(2011年)度までの3年程度で実施する取組を以下に示す。

① 個体数調整

平成19年(2007年)度及び平成20年(2008年)度の取組の成果を踏まえ、以下の取組を行う。

i 捕獲頭数の設定

年間の捕獲頭数を、年間の捕獲実績及びモニタリング調査結果等から毎年決定する。

ii 捕獲手法の検討・適用

既存手法の捕獲効率の向上、新規捕獲手法の開発等に係る検討を行い、適切な手法の適用をすすめる。

iii 適切なモニタリング手法の検討・実施

ニホンジカの保護管理を行う上で実施すべきモニタリングの内容及び方法、モニタリング結果の評価に関する検討を行う。

iv 植生の回復に応じた目標生息密度の検討

植生の回復状況に応じた目標生息密度の検討を行うため、情報収集を行う。

② 植生保全対策

ニホンジカによる植生への過剰な影響を排除するため、防鹿柵の設置、ラス巻き等の取組を進める。（「森林生態系保全再生」による取組）（詳細は第6章1.に記載）。

③ 生息環境の整備

保護管理第2期計画に基づいた取組を進める。より広域的な視点での保護管理に向けた検討を進めるため、平成19年(2007年)度に設置した「大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議」の取組を強化する。

(5) モニタリング及び取組の評価

目標の達成状況を把握するため、生息状況及び植生への影響に関するモニタリング調査を実施し、その結果により評価を行う。

専門家等による大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会ニホンジカ保護管理部会等によるモニタリング結果の評価に基づいて捕獲計画を見直す。

3. 新しい利用の在り方推進

(1) 目的

利用の「量」の適正化と「質」の改善により、利用の自然環境への影響を極力軽減すること及び、質の高い自然体験学習を提供することを目的とする。

(2) 基本方針

周辺地域住民等の関係者全体での十分な合意形成を図りながら、大台ヶ原における利用の「量」の適正化と「質」の改善を図る。また、取組に当たっては、大台ヶ原の利用状況等のモニタリングや、その評価結果の反映を行いながら順応的に推進する。

(3) 取組内容

中期目標を実現するために、当面5年程度で実施する取組を以下に示す。

① 適正利用に係る交通量の調整～マイカー規制等の実施～

○ 社会実験の実施によるマイカー規制の検討

自然環境や地域経済等に配慮したマイカー規制(パーク&シャトルバスライド等)を検討するために、各種条件整理や社会実験を実施する。

○ 各種取組による一時的な過剰負荷の軽減

周辺地域の関係機関等と連携した公共交通利用促進の普及啓発や、山上駐車場の混雑情報の発信等、自然環境に対する一時的な過剰負荷の軽減を目指した各種取組を実施する。

② より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供～利用調整地区の運用～

○ 利用調整地区の適正な運用等

モニタリングから得られる結果等を基に、周辺地域住民や関係機関等との協議・調整による利用調整地区の適正な運用を図る。また、来訪者が簡易に利用できるように、利用調整地区に係る制度又は運用方法を改善する。

○ より質の高い自然体験学習の提供

西大台地区におけるガイド制度に向けた検討や、エコツアーの試行等による、より質の高い自然体験学習を提供するための検討を行うとともにガイドブックの充実等の利用者への情報提供の拡充を図る。

○ 利用調整のモデル地区としての情報発信

西大台地区の魅力や、利用調整の主旨を全国にアピールするための情報発信手法等の検討を行い、各種情報媒体等による情報発信を行う。

③ 総合的な利用メニューの充実～特に利用の質の改善のための条件整備～

i 登山道・自然観察路の充実

自然環境の保全と自然体験学習の促進の両面から現在の登山道・自然観察路のモニタリングを実施し、充実を図る。これにより利用者層（技術、体力、知識、経験、目的等）に応じた自然体験学習の場を提供する。

○ モニタリングによる登山道・自然観察路の現況把握

周回線歩道等の歩道や自然解説標識等のサインについて、継続的に利用状況等を把握する。

○ 整備の実施

上記モニタリングにより、整備や補修等が必要と判断された場合は、適宜実施する。

ii キャンプ指定地の設置

質の高い自然体験学習を提供する一手法として、豊かな自然を間近に感じながら食事・睡眠をとることのできるキャンプ指定地の設置を検討する。

○ キャンプ指定地の必要性の検討

キャンプ指定地の必要性について、利用者の意向を把握する。

○ 候補地の検討、選定

キャンプ指定地として適切な候補地を検討し、選定する。

iii 山上駐車場の周辺の活用

山上駐車場及びその周辺において、大台ヶ原の新しい利用を進めるための活動拠点、交流拠点の機能を充実させる。

○ 活用方法等の検討

山上駐車場周辺の有効活用について、周辺地域住民や関係機関等の意向を把握し、その必要性や、具体的活用方法について検討を行う。

iv 自然解説・自然体験学習プログラムの充実

周辺地域の関係機関等とも連携したガイドツアー等の自然解説・自然体験学習プログラムを充実し、質の高い自然体験学習を提供する。

○ 環境省主催による自然体験学習プログラムの実施

現行のアクティブレングジャーやパークボランティアによる自然観察会等との役割分担を明確にした上で、新たな自然体験学習プログラムを検討・実施し、大台ヶ原自然再生事業により蓄積されたデータの活用を図る。

○ 周辺地域の関係機関等と連携した自然体験学習プログラムの実施

エコツアー等の実施等、周辺地域の関係機関等と連携したプログラムを検討する。

v 情報提供・情報発信の充実

多様な情報ツールを活用した情報提供・情報発信の充実により、利用の「量」の適正化、「質」の改善に資するとともに、大台ヶ原の魅力を広く社会にPRし、質の高い自然体験学習の充実を図る。

○ 周辺地域の関係機関等と連携した情報発信の充実

大台ヶ原の魅力の発信等、周辺地域の関係機関等における情報発信と連携して、情報発信の充実を図る。

○ 各種情報の活用

大台ヶ原自然再生事業における各種取組や、その成果等の情報の紹介と活用を図る。

vi ビジターセンター機能の充実

大台ヶ原利用の拠点として展示機能、情報提供機能、利用指導機能、教育機能等を充実する。

○ 機能整理

ビジターセンターの役割を整理し、その機能の充実を図る。

○ データ・ノウハウの蓄積

外部との通信手段の改善について検討を行うとともに、大台ヶ原自然再生事業における各種取組の成果やノウハウを蓄積する。

○ 周辺地域の関係機関等との連携

ビジターセンターの機能を補完するため、周辺地域の関係機関等との連携を推進する。

(4) モニタリング及び取組の評価

短期目標の達成状況を把握するためのモニタリング手法を検討し、その結果を基に評価を行う。特に、モニタリングの手法の検討にあたっては、「ワイズユース」の観点から、利用者の利用状況を継続的に把握するとともに、人の利用が自然環境へ与える影響等も含めて、森林生態系保全再生やニホンジカ個体群の保護管理と連携したモニタリングを検討する。

4. 横断的取組

(1) 情報の共有

大台ヶ原における自然再生をより効果的、効率的に進めるために、成果の共有やモニタリング事項の共通化等各分野間で有機的に連携を図りながら、取組を実施する。

(2) 成果の活用

取組によって得られた成果については、その活用と普及を図るため、ガイドの養成や大台ヶ原の生物目録の充実、植生状況調査、ニホンジカ生息状況調査、利用実態調査等に関する調査データや写真を盛り込んだ図書の取りまとめを行う。また、地域の関係機関と連携した標本管理・展示等の検討を進める。

(3) 多様な主体の参画と協働

大台ヶ原における自然再生をより広く推進するため、周辺地域住民や関係機関等を含めた多様な主体の積極的な参画と協働について検討する。

第4章 第2期計画の目標に対する評価と課題

1. 森林生態系の保全再生

1-1. 大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全

(省略)

1-2. 森林の更新環境の回復

(省略)

1-3. 森林後退の抑制

(省略)

1-4. ミヤコザサ草地から森林への遷移

(省略)

2. ニホンジカ個体群の保護管理

2-1. 個体数調整

(省略)

2-2. 植生保全対策

(省略)

2-3. 生息環境の整備

(省略)

3. 新しい利用の在り方推進

中期目標	短期目標	実施した取組	取組の内容	調査等	具体的内容	結果と考察	目標に対する現状
(1) 適正利用に係る交通量の調整～マイカー規制等の実施～ ピーク時における車両の入込み台数の調整と、利用の分散化を図るためパーク&シャトルバスライド等の手法を検討、導入し、自然環境に対する一時的な過剰負荷を軽減する。	①社会実験の実施によるマイカー規制の検討 自然環境や地域経済等に配慮したマイカー規制（パーク&シャトルバスライド等）を検討するために、各種条件整理や社会実験を実施する。	・マイカー規制に向けた条件整理	・大台ヶ原の駐車台数と利用集中の状況の把握 ・路肩駐車が発生状況の把握 ・関係機関との連携 ・全国の事例を踏まえた大台ヶ原における適用の検討	・山上駐車場入込み車両数調査「大台ヶ原ビジターセンター調」（平成5年度～）	・ビジターセンター開館期間中、毎日正午に駐車場の駐車台数を計測。	・平成15年度までは、おおむね25,000台以上の駐車がみられていたが、特に第2期計画期間中の平成21年度～平成25年度は、20,000台以下の駐車状況となっており、近年、利用者の減少傾向がうかがえた。	・大台ヶ原の利用者の減少により、結果として自然環境に対する一時的な過剰負荷は軽減しているとみられるが、テレビ、雑誌等での紹介、天候に恵まれる等の好条件があれば、依然として、シャクナゲの開花期や紅葉期の週末・連休は、駐車場が満車となり路肩駐車や渋滞が発生している。 ・これに対して、関係者の協議により交通誘導員を配置して車両を誘導する等の対策がとられており、一定の成果をあげている。 ・引き続き、シャクナゲの開花期や紅葉期における駐車場対策等は奈良県、上北山村、関係機関が連携して対応していくことが必要と考えられる。 ・大杉谷線歩道の再開により、大台ヶ原へのアクセスが変化すると予測されることから、公共交通機関の利用促進をさらに取り組む必要がある。 ・シャクナゲ開花期や紅葉期以外の大台ヶ原の魅力のアピールが必要。
					・路肩駐車が発生した場合は、その台数を計測。	・平成15年度までは、年間30日以上之路肩駐車が発生し、渋滞が発生する目安となる路肩駐車100台以上の発生日数も15日以上みられた。 ・しかし、ここ数年は、大台ヶ原全体の利用者数の減少に伴い、路肩駐車も少なくなってきており、第2期計画期間内の路肩駐車は年間10数日みられる程度となってきている。	
				・山上駐車場の車両数等目視カウント調査（平成20～22年度）	・大台ヶ原の実際の入込状況を把握し、近年の利用形態に即した新たな利用者推計式を作成。	・大台ヶ原の利用のピークは、5月のシャクナゲ開花期、8月の夏休み盆休み、10月の紅葉期となっている。 ・しかし、近年、利用者の減少により8月のピークは見られなくなりつつある。	
				・ドライブウェイ交通量計測調査（平成22～23年度）	・大台ヶ原の利用者数を把握し、利用集中の状況を把握。		
				・大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議の開催（平成18～22年度）		・利用集中期を中心に交通対策に関する連絡調整を行った。	
				・社会実験の実施に係る検討（平成16～23年度）		・第1期計画期間中のマイカー規制に係る検討においては、周辺地域住民や関係行政機関、交通事業者等との協議を行ったり、乗換え駐車場の候補地等の検討を行ったりしたものの、結果的に大台ヶ原の利用者数が減少傾向にあることや、それに伴う地域経済へのマイナス効果等の懸念がある中で、マイカー規制の効果及び必要性を含めて、全体的に周辺地域住民等の理解が得られるような案を提示できず、マイカー規制の実施に向けた具体的な協議・調整は行うことができなかった。 ・第2期計画期間中は、全国の先進事例を調査し、大台ヶ原における適用性を検討した。しかし、近年の山上駐車場の駐車台数の減少、利用集中期の路肩駐車発生数の減少、乗換え駐車場の設定等に係る周辺地域との合意形成に至らなかったこと、費用負担の問題等により、現状においてはパーク&バスライド（P&R）によるマイカー規制の実現は極めて難しいとの結論に至った。	
	②各種取組による一時的な過剰負荷の軽減 周辺地域の関係機関等と連携した公共交通利用促進の普及啓発や、山上駐車場の混雑情報の発信等、自然環境に対する一時的な過剰負荷の軽減を目指した各種取組を実施する。	・マイカーから公共交通機関への利用シフトによる過剰負荷の軽減	・公共交通機関の利用促進と利用状況の把握	・ポスター及びリーフレットの作成・配布（平成17年度～）		・マイカー利用者への広報を効果的に行うため、奈良県内外の道の駅、登山用品店、また、近畿圏の主な自然系博物館へのポスター・リーフレットの配付・掲示の依頼を行った。	
				・普及啓発イベントの開催（平成23年度～）		・山上駐車場において、利用者に対して直接、公共交通利用の普及啓発を行った。	
				・路線バスの利用者数（平成15年度～）		・10年間の路線バスの利用者数の推移をみると、近年は減少傾向にあったが、平成24年度は7,345人と大幅に増加したが、平成25年度は4,618人であった。 ・近鉄から割引特典付きの切符（平成23年度～）が発売され、奈良交通からは「大台ヶ原・洞川周遊フリー乗車券」が発売（平成24年のみ発売）された。	
		・マイカー利用者の一時的な利用回避策の検討	・山上駐車場の混雑情報の発信	・山上駐車場の混雑情報の発信（平成17～21年度）	・混雑すると予測される時期にインターネットにより混雑情報を提供。	・早期からのサイト開設告知等により一定の閲覧が見られた。また、アクセスが午前中に伸びるなど、利用者が情報を元に行動している可能性も見られた。 ・マイカー利用を考える者の利用回避行動を定量的にみることは困難であり、一時的な過剰負荷の軽減にどこまで効果があるかは検証困難である。	

中期目標	短期目標	実施した取組	取組の内容	調査等	具体的内容	結果と考察	目標に対する現状
(2) より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供～利用調整地区の運用～ 西大台地区については、適正に利用調整地区を運用し、良好な森林地域の保全とより質の高い自然体験学習の場を提供することを目指す。	①利用調整地区の適正な運用等 モニタリングから得られる結果等を基に、周辺地域住民や関係機関等との協議・調整による利用調整地区の適正な運用を図る。また、来訪者が簡易に利用できるように、利用調整地区に係る制度又は運用方法を改善する。	・地域の理解と協力による利用調整地区の適正な運用	・地域、関係機関、関係団体等との会議	・吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会（「西大台協議会」）の開催（平成 17～23 年度）		・吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的として、関係行政機関、学識経験者、自然保護団体、NP0、地域住民、関係機関等の参画により、平成 17 年度～平成 23 年度にかけて西大台協議会を開催した。	・利用調整地区の意義が地域にも浸透しつつある。 ・大台ヶ原全体の課題へ対応するため、地域、関係機関等による協議会を西大台から大台ヶ原全体へと対象を広げた。 ・上北山村、関係機関等の協力により利用調整に関する手続き、運用の改善が図られている。 ・利用調整地区に係る各種手続きの改善等により、認定者は 3,000 人を超えるようになった。 ・事前レクチャーの内容改善等により利用者の満足度を高めつつある。 ・利用調整地区の歩道は、歩道管理マニュアルにより適正な維持が図られているが、希少種の保護については、依然として盗採が発生している状況にあり、引き続き対応が必要。 ・エコツアーをきっかけとした新たなツアーの検討がはじまっているが、質の高い自然体験学習の提供は本格的には実施できなかった。 ・ガイド利用のためのテキスト作成等を行ったことから、今後は、大台ヶ原においてガイドを希望する利用者にガイドを紹介する方法を検討することが必要。 ・普及啓発を進めたことにより利用者に対する利用調整地区制度への正確な情報の理解は進みつつある。 ・利用調整地区の平日の利用は、まだ余裕があることから、平日利用の促進方策についても検討することが必要。
				・大台ヶ原の利用に関する協議会（「大台ヶ原協議会」）の設立（平成 24 年度～）		・大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ、国立公園として持続可能な利用を促進し、西大台利用調整地区を含めた大台ヶ原全体の適切な管理運営を実施していくため、関係者の利害調整及び合意形成を行うとともに、連携・協働を図る場を作ることを目的として、平成 24 年度より、新たに大台ヶ原協議会を設立した。	
		・利用者に利用しやすい利用調整地区を目指す	・利用者の立入に関する手続きの仕組みや内容を改善 ・利用者の満足度、再訪意向等の確認 ・違反の防止、違反者等への指導 ・利用者数の把握	・指定認定機関の認定		・上北山村商工会の協力により指定認定事務が行われている。	
				・立入認定事務の改善（平成 19 年度～）		・平成 23 年度より、立入認定申請におけるインターネットによる事前予約の受付及び予約状況に関する情報提供を開始した。 ・平成 23 年度より、子どもについて事務手数料(500 円)を設定した。（H23：29 名、H24：33 名、H25:38 名利用） ・平成 24 年度より、DW 通行規制時の認定日変更を 3 カ月から 1 年へ延長した。	
				・事前レクチャーの改善（平成 19 年度～）		・継続的にレクチャー内容の改善を行った。 ・平成 24 年度より、小処方面からの入山者に限定して、上北山村商工会(指定認定機関)にて事前レクチャーを開始（平成 24 年度、25 年度は実施実績なし）。	
				・事前レクチャーに関するアンケート調査（平成 19 年度～）		・レクチャー時間、内容等において改善の効果が見られており、全体的な満足度も徐々に高まっている。 ・レクチャー実施時間について、融通が利くようにしてもらいたいとの意見もあった。	
				・利用者意識に関するアンケート調査（平成 19 年度～）		・利用後のアンケート調査の結果、期待以上に良かった、期待通り良かったが約 7 割となった。 ・再訪の意向がおおむね 7 割を超えた。	
				・巡視及び違反者等への指導（平成 19 年度～）		・利用調整期間中、毎日巡視及び違反者への指導を実施した。 ・利用調整地区入口でのアナウンス、利用調整地区内での無認定者への指導は制度開始以降、徐々に減少しつつある。	
				・吉野警察署との合同巡視（平成 24 年度～）		・平成 24 年度より吉野警察署と合同巡視を実施した。	
				・利用者数の把握（平成 19 年度～）		・利用調整地区の運用開始直後の約 1,200 人から徐々に増加して今年度は 2,721 人であった。	
		・西大台利用調整地区の状態の把握	・植生モニタリング	・植生調査	・歩道周辺等における植物の組成、外来種の種数及び被度	・土壌硬度については、全ての地点で歩道から 5m 以上離れた箇所では低くなっており、歩道外では踏み等の人為の影響はほとんどないといえる。 ・歩道周辺の土壌硬度は年々低下傾向にあり、平成 19 年度の利用調整地区運用前の過剰利用からは回復傾向にあるといえる。 ・歩道周辺では植生の悪化は特に見られなかった。これらのことから、歩道を固定化したことにより、歩道周辺の植生への負荷は軽減されていると判断された。	
				・種子等持込み状況調査	・種子の持込み状況	・ナゴヤ谷で国外外来種のコヌカグサが確認されているが、他の地点では外来種は確認されていない。また、ナゴヤ谷においてもコヌカグサの植被率は縮小傾向にあること、その後新たな外来種は確認されていないことから、種子持込みによる植物相への負荷は軽減されていると判断された。	
				・植生回復調査	・踏み分け道等における植生回復状況	・ミヤコザサが繁茂している箇所や落葉が堆積している箇所では踏み分け道は分かりづらくなっている。このような箇所では人為的な負荷は軽減されていると判断された。 ・歩道周辺のミヤコザサや蘚苔類の繁茂している箇所では、ササや蘚苔類の回復が見られており、このような箇所では人為的な負荷は軽減されていると判断された。 ・しかしながら、植生の回復が見られない箇所や、いまだに踏み分け道や裸地からの回復が見られない箇所があることから、現状は過剰利用からの回復過程にあるものと考えられる。	
				・希少植物調査	・歩道周辺等における希少植物の状況	・人の踏みなどによる希少植物への影響は確認されていない。 ・盗採とみられる希少植物の減少が確認された	
				・蘚苔類被度調査	・歩道周辺等における蘚苔類の被度	・歩道周辺などにおいて、人の踏圧などによる蘚苔類への影響は確認されなかったことから、人為的な負荷は軽減されていると判断された。 ・しかしながら、過去の人為の影響と考えられる歩道の掘削箇所への流水の影響による蘚苔類被度の減少が確認されていることから、現状は過剰利用からの回復過程にあるものと考えられる。	

中期目標	短期目標	実施した取組	取組の内容	調査等		結果と考察	目標に対する現状	
					具体的内容			
(2) より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供 ～利用調整地区の運用～	①利用調整地区の適正な運用等	・西大台利用調整地区の状態の把握	・歩道モニタリング	・歩道状況調査（平成 18 年度～）	・歩道の複線化の把握 ・洗掘状況の把握	・複線化については、誘導ロープや倒木等の設置により、解消傾向にあった。 ・洗掘については、解消の傾向はみられず、荒廃が進んだ箇所もあった。	・	
				・洗掘詳細調査（平成 23 年度～）	・歩道の洗掘状況を継続して計測	・特に赤い吊橋付近の洗掘箇所(S-7)では、調査地点付近の樹木が倒れ、侵食量が増加していたが、平成 24 年度の調査では、さらにそれが顕著になった。 ・同様に、赤い吊橋付近の洗掘箇所(S-8)付近についても、雨水の流下が原因と推測される土砂の堆積・浸食が確認された。		
			・希少植物の盗採防止 ・歩道施設の取扱いに係る合意形成の促進 ・歩道管理技術のマニュアル化	・西大台希少植物盗掘防止パトロール（平成 24 年度～）		・H24 は、パトロールによる盗採者及び立入り許可を持たない違反者との接触はなかったが、奈良新聞への掲載（平成 24 年 6 月 27 日付）や、ニュース番組での放送（平成 24 年 7 月 21 日夕刻）等による抑止効果は期待される。 ・依然として盗採は発生していることから、引き続き対策が必要。		
				・西大台歩道の在り方検討（平成 23 年度）		・西大台利用調整地区の歩道の荒廃を予防し、同時に利用環境の質を維持していくため、平成 23 年度、「西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、今後の歩道の維持修繕を進める際の方針等を検討した。 ・「西大台利用調整地区『大台ヶ原周回線歩道事業』個別事項対応案」を作成した。		
				・歩道管理技術の均質化検討（平成 24 年度）		・上記の個別事項対応案の方針をもとに、日常管理の手法や補修の実施手順等を明らかにし、管理を適正かつ円滑に実施することを目的に「吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 歩道管理マニュアル」を作成した。		
	②より質の高い自然体験学習の提供 西大台地区におけるガイド制度に向けた検討や、エコツアーの試行等による、より質の高い自然体験学習を提供するための検討を行うとともにガイドブックの充実等の利用者への情報提供の拡充を図る。	・ガイド制度に係る検討		・全国のガイド事例収集	・ガイドに係る事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の在り方検討（平成 18 年度）			・全国のガイド制度の事例を収集し、大台ヶ原における制度の在り方を検討した。
					・ガイド講習プログラムの事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の進め方（平成 19 年度）			・全国のガイド講習プログラムの事例を収集した。 ・大台ヶ原におけるガイド制度の進め方を検討した。
				・現況ガイド団体の活動状況・意向等把握	・大台ヶ原ガイド実態調査（平成 20～21 年度）			・大台ヶ原で活動を行うガイド団体 5 団体に対して、活動状況やガイド制度への意向等について把握した。
				・WG の開催による検討	・WG の開催によるガイド制度に係る検討（平成 18～21 年度）	・大台ヶ原におけるガイドの現状と課題や、ガイド要件の整理、ガイド育成のあり方、ガイド運用の仕組み等について検討を行った。		
				・現況ガイドの質の向上	・ガイド技術の向上検討（平成 21～22 年度）			・西大台でガイドを行う者を対象とした講習会等において使用することを想定して、平成 21 年度にテキストの骨子案を作成し、平成 22 年度に「西大台ガイドのためのテキスト」を作成した。
		・西大台ガイド育成のための勉強会（平成 23 年度）			・大台ヶ原で活動しているガイド団体やパークボランティア等を対象として、平成 22 年度に作成したガイドテキストを用いて、インタープリテーションの技法等について学ぶための勉強会を 2 回開催した。 ・勉強会で出された意見等を集約し、ガイドテキストへの反映を行った。			
		・自然体験プログラム	・より質の高い自然体験学習の提供	・周辺地域との協働によるエコツアーの実施（平成 20～22 年度）		・周辺地域の豊かな自然の魅力を発掘・活用して、地域活性化を推進するためのツアーにおいて、ツアー行程の一部として西大台利用調整地区における自然体験プログラムを実施した。 ・ツアー参加者の満足度はおおむね高かったが、参加者数の増加に向けた検討が必要と考えられた。		
		③利用調整のモデル地区としての情報発信 西大台地区の魅力や、利用調整の主旨を全国にアピールするための情報発信手法等の検討を行い、各種情報媒体等による情報発信を行う。	・西大台利用調整地区の認知度の把握	・多様な利用層の西大台利用調整地区に対する認知度の把握。	・利用調整地区制度の認知度等に関するアンケート調査（平成 23 年度）	・大台ヶ原山上、登山用品店、京都御苑の 3 箇所において、「西大台利用調整地区」の認知度を調査した。 ・大台ヶ原への来訪回数は山上＞登山用品店＞京都御苑であったが、西大台への来訪回数にはそれほど差はなかった。 ・西大台利用調整地区の指定状況に関する認知度は山上・登山用品店が 6 割前後、京都御苑は 1 割程度であった。 ・西大台利用調整地区への来訪の意向はそれぞれ 5～7 割程度とおおむね興味を示されていた。		
			・西大台利用調整地区の情報発信	・魅力や正確な情報の宣伝	・西大台利用調整地区普及啓発ポスター・リーフレット等の作成・配布（平成 19 年度～）	・西大台利用調整地区の制度概要と立入認定手続きの方法について、広く一般国民を対象に普及啓発するために、ポスター及びリーフレット「西大台利用調整地区ガイド」を作成し、平成 19 年度以降、毎年、主要な駅や施設、関係機関等に配布した。		

中期目標	短期目標		取組の内容	調査等	結果と考察	目標に対する現状		
	実施した取組							
(3) 総合的な利用メニューの充実～特に利用の質の改善のための条件整備～ 利用者等が自ら自然の大切さを学ぶことを促すため、施設の整備とふれあい啓発に関する取組の両面から、周辺資源の活用を図りながら、学校教育との連携等幅広い主体の参画と協働を得た形で一体的・総合的に取り組むことにより、利用の質の改善を図る。	①登山道・自然観察路の充実 自然環境の保全と自然体験学習の促進の両面から現在の登山道・自然観察路のモニタリングを実施し、充実を図る。これにより利用者層（技術、体力、知識、経験、目的等）に応じた自然体験学習の場を提供する。							
	○モニタリングによる登山道・自然観察路の現状把握 周回線歩道等の歩道や自然解説標識等のサインについて、継続的に利用状況等を把握する。	・大台ヶ原の状態の把握	・西大台の歩道モニタリング	・西大台利用調整地区モニタリング等（平成 18 年度～）	・複線化については、誘導ロープや倒木等の設置により、解消傾向にあった。 ・洗掘については、解消の傾向はみられず、荒廃が進んだ箇所もあった。 ・特に赤い吊橋付近の洗掘箇所(S-7)では、調査地点付近の樹木が倒れ、侵食量が増加していたが、平成 24 年度の調査では、さらにそれが顕著になった。 ・同様に、赤い吊橋付近の洗掘箇所(S-8)付近についても、雨水の流下が原因と推測される土砂の堆積・浸食が確認された。	・引き続き自然探勝路、登山道のそれぞれの目的に応じた管理を行っていくことが必要。 ・中道等の一部堰堤では、洗掘による安全上の支障が見られる。 ・ARやPVによる自然観察会を開催し、参加者の意識把握等を行いながらプログラムの適宜見直しを行っており、引き続き取組が必要である。 ・周辺地域と連携した自然体験学習を実施することにより、地域独自のイベントへと発展しつつある。 ・引き続き大台ヶ原ビジターセンターを拠点とした利用者への細やかな対応やニーズの把握を行っていく必要がある。 ・大杉谷線歩道の再開に向けて、三重県側との連携を深めていく必要がある。		
	○整備の実施 上記モニタリングにより、整備や補修等が必要と判断された場合は、適宜実施する。		・歩道の適切な管理	・東大台周回線歩道における標識改修整備（平成 22 年度） ・大杉谷線歩道の復旧整備（平成 20 年度～） ・東大台周回線歩道の整備（平成 26 年度予定）	・平成 22 年度、東大台周回線歩道等において、老朽化した解説標識(28 基)の改修整備を実施した。 ・大杉谷線歩道は、平成 16 年 9 月の台風 21 号により、甚大な被害を受けて全線が通行止めとなっていたが、順次、被害箇所の復旧整備を行い、平成 26 年度より全線を供用予定としている。 ・平成 26 年度実施予定。			
	②キャンプ指定地の設置 質の高い自然体験学習を提供する一手法として、豊かな自然を間近に感じながら食事・睡眠をとることのできるキャンプ指定地の設置を検討する。							
	○キャンプ指定地の必要性の検討 キャンプ指定地の必要性について、利用者の意向を把握する。		・キャンプ指定地に係る検討	・キャンプ指定地の必要性等の検討	・キャンプ指定地に係る利用者ニーズの把握（平成 25 年度）		・平成 25 年度中に、大台ヶ原、大峯山系、大杉谷の各地点周辺において、大台ヶ原におけるキャンプ指定地に係る利用者の需要を把握する調査を実施する。（平成 25 年度）	
	○候補地の検討、選定 キャンプ指定地として適切な候補地を検討し、選定する。							
	③山上駐車場の周辺の活用 山上駐車場及びその周辺において、大台ヶ原の新しい利用を進めるための活動拠点、交流拠点の機能を充実させる。							
	○活用方法等の検討 山上駐車場周辺の有効活用について、周辺地域住民や関係機関等の意向を把握し、その必要性や、具体的活用方法について検討を行う。	・山上駐車場の活用方法等の検討	・周辺地域の理解と協力による大台ヶ原の適正な運用	・大台ヶ原の利用に関する協議会（「大台ヶ原協議会」）の設立（平成 24 年度～）	・大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ、国立公園として持続可能な利用を促進していくため、関係者の利害調整及び合意形成を行うとともに、連携・協働を図る場を作ることを目的として、平成 24 年度から、新たに「大台ヶ原の利用に関する協議会」を設立した。			

中期目標	短期目標	実施した取組	取組の内容	調査等	結果と考察	目標に対する現状
(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～	④自然解説・自然体験学習プログラムの充実 周辺地域の関係機関等とも連携したガイドツアー等の自然解説・自然体験学習プログラムを充実し、質の高い自然体験学習を提供する。					
	○環境省主催による自然体験学習プログラムの実施 現行のアクティブレジャーやパークボランティアによる自然観察会等との役割分担を明確にした上で、新たな自然体験学習プログラムを検討・実施し、大台ヶ原自然再生事業により蓄積されたデータの活用を図る。	・環境省主催の自然体験学習プログラムの実施 ・周辺地域の関係機関等と連携した自然体験学習プログラムの実施	・アクティブレジャーによる自然観察会 ・ボランティアによる自然観察会	・アクティブレジャー自然観察会（平成 17 年度～） ・大台ヶ原地区パークボランティア自然観察ハイキング（平成 19 年度～）	・自然環境の保全とその利用の在り方について認識してもらうことを目的に、平成 17 年度以降、アクティブレジャー（AR）による自然観察会を実施した。 ・大台ヶ原の自然環境に親しみ、理解を深め、利用マナーの啓発を行うことを目的に、平成 19 年度以降、大台ヶ原地区パークボランティア（PV）による自然観察ハイキングを実施した。	
	○周辺地域の関係機関等と連携した自然体験学習プログラムの実施 エコツアー等の実施等、周辺地域の関係機関等と連携したプログラムを検討する。		・周辺地域と連携した自然体験学習	・周辺地域の小中学生を対象としたイベントの開催（平成 23 年度～） ・地元勉強会の開催（平成 22 年度～） ・上北山村主催イベント「心の道ウオーク」への協力（平成 24 年度）	・周辺地域の関係機関等と連携した普及啓発活動として、上北山村立上北山小学校、上北山中学校の児童・生徒を対象に、大台ヶ原で採取した種子を播種（平成 23 年度）し、育苗（平成 24 年度）するイベントを実施した。 ・平成 25 年度は、ニホンジカの捕獲等に関する勉強会を開始した。 ・上北山村が有する優れた資源である大台ヶ原に愛着を持ってもらい、そこで生じている森林衰退の現状や、環境省が中心となって行っている自然再生事業について関心を持ってもらうことを目的に、地元勉強会を開催した。 ・上北山村では、大台ヶ原や大峯など、村の観光資源を活用したイベント「心の道ウオーク」が平成 17 年度から、継続的に開催されている。 ・その中で、平成 24 年度から、吉野自然保護官事務所も協力して、大台ヶ原をコースとしたイベントが開催された。	
	⑤情報提供・情報発信の充実 多様な情報ツールを活用した情報提供・情報発信の充実により、利用の「量」の適正化、「質」の改善に資するとともに、大台ヶ原の魅力を広く社会にPRし、質の高い自然体験学習の充実を図る。					
	○周辺地域の関係機関等と連携した情報発信の充実 大台ヶ原の魅力の発信等、周辺地域の関係機関等における情報発信と連携して、情報発信の充実を図る。 ○各種情報の活用 大台ヶ原自然再生事業における各種取組や、その成果等の情報の紹介と活用を図る。	・情報発信	・周辺地域と連携した情報提供・情報発信	・大台ヶ原関連展示イベント（平成 20 年度～）	・大台ヶ原に関する展示イベントを周辺地域と連携しながら、平成 20 年度より実施した。 表：過去の展示イベント実施状況 ○平成 20 年 10 月 21 日～10 月 31 日 @ 京都御苑 「近畿の豊かな自然展 吉野熊野国立公園【大台ヶ原】&瀬戸内海国立公園【成ヶ島】」 ○平成 21 年 7 月 10 日～8 月 2 日 @ 京都御苑 「近畿の豊かな自然展 山と水の息吹を感じて」 ○平成 22 年 8 月 28 日～9 月 2 日 @ 東京都(奈良まほろば館) 「大台ヶ原の魅力発信展示会」 ○平成 22 年 10 月 9 日～10 月 31 日 @ 京都御苑 「生物多様性を考える大台ヶ原と京都御苑の生きもの展」 ○平成 22 年 11 月 13 日 @ 小処溪谷もみじ祭り 「大台ヶ原の情報発信」 ○平成 23 年 10 月 7 日～11 月 6 日 @ 京都御苑 「大台ヶ原と京都御苑、美しい自然展」 ○平成 24 年 5 月 29 日～6 月 11 日 @ かしはらナビプラザ 「紀伊半島復興元年企画第二弾「日本百名山『大台ヶ原』の郷・上北山村」展」	

中期目標	短期目標		取組の内容	調査等	結果と考察	目標に対する現状
		実施した取組				
(3) 総合的な利用メニューの充実～特に利用の質の改善のための条件整備～	⑥ビジターセンター機能の充実 大台ヶ原利用の拠点として展示機能、情報提供機能、利用指導機能、教育機能等を充実する。					
	○機能整理 ビジターセンターの役割を整理し、その機能の充実を図る。	・ビジターセンター機能の充実				
	○データ・ノウハウの蓄積 外部との通信手段の改善について検討を行うとともに、大台ヶ原自然再生事業における各種取組の成果やノウハウを蓄積する。	・通信手段の改善	・通信インフラの整備（平成 24 年度～）	・これまで大台ヶ原山上では携帯電話の使用ができなかったが、各事業者のインフラ整備により、一部の携帯電話（docomo、au）のサービスエリアが拡大し、通話・通信が可能となった。 ・現状では、大台ヶ原山上駐車場周辺がカバーされており、条件によっては、大台ヶ原の一部の尾根沿い等においても通話・通信が可能な状況となっている。		
	○周辺地域の関係機関等との連携 ビジターセンターの機能を補完するため、周辺地域の関係機関等との連携を推進する。	・周辺地域と連携した情報共有	・ツキノワグマの目撃情報の共有（平成 25 年度～） ・大台ヶ原の利用に関する協議会の設立（平成 24 年度～）	・大杉谷線歩道管理運営協議会との連携により、ツキノワグマの目撃情報等の共有を図った。 ・平成 24 年度、大台ヶ原の適切な管理運営を実施していくため、関係者の合意形成を行うとともに、連携・協働を図ることを目的として、新たに「大台ヶ原の利用に関する協議会」を設立し、大台ヶ原ビジターセンターからも参加している。		

3-1. 適正利用に係る交通量の調整 ～マイカー規制等の実施～

(1) 社会実験の実施によるマイカー規制の検討（マイカー規制に向けた条件整理）

① 大台ヶ原の利用状況及び利用集中等の状況〔平成5年度～〕

i 山上駐車場入込車両週数調査の実施

大台ヶ原ビジターセンターでは、平成5年以降ほぼ毎日、正午時点の車種区分別の駐車台数を計測している。その状況をみると、平成15年度までは、おおむね25,000台以上の駐車が見られていたが、特に第2期計画期間中の平成21年度～平成25年度は、20,000台以下の駐車状況となっており、近年、利用者の減少傾向がうかがえた。（図4-1参照）

また、大台ヶ原山上駐車場の収容台数は乗用車で約200台であり、利用の集中期には、収容台数を超えて路肩駐車が発生する日もみられる。その状況をみると平成15年度までは、年間30日以上以上の路肩駐車が発生し、このうち、渋滞が発生する目安となる路肩駐車100台以上の発生日数も15日以上みられた。しかし、近年は、大台ヶ原全体の利用者数の減少に伴い、路肩駐車の発生も少なくなってきたおり、第2期計画期間内の路肩駐車は年間10数日みられる程度となってきた。（図4-2参照）

なお、大台ヶ原の利用のピークは、5月のシャクナゲ開花期、8月の夏休み盆休み、10月の紅葉期となっている。しかし、近年、利用者の減少により8月のピークは見られなくなりつつある。（図4-3参照）

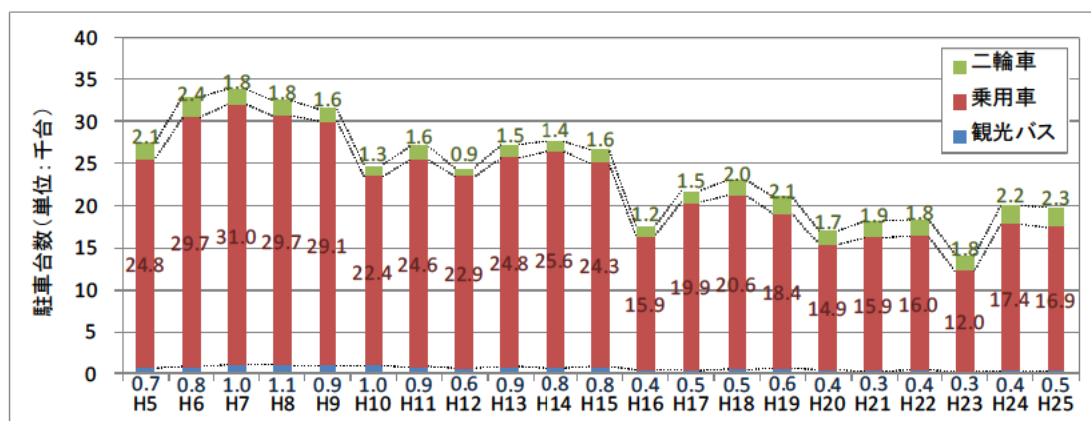


図4-1：車種区別にみた正午における駐車台数の推移（平成5年～平成25年）

注1）第2期計画期間は、平成21年度～平成25年度。

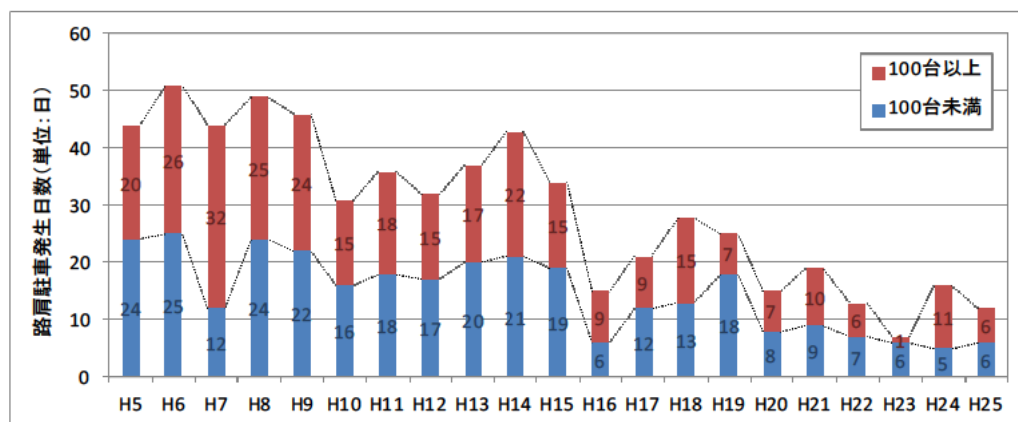


図4-2：路肩駐車発生日数の推移（平成5年～平成25年）

注1）乗用車の駐車台数が200台を超える日を「路肩駐車発生日」、路肩駐車が100台以上となった日（乗用車の駐車台数が300台を超える日）を「交通混雑日」としている。

出典）大台ヶ原ビジターセンター調

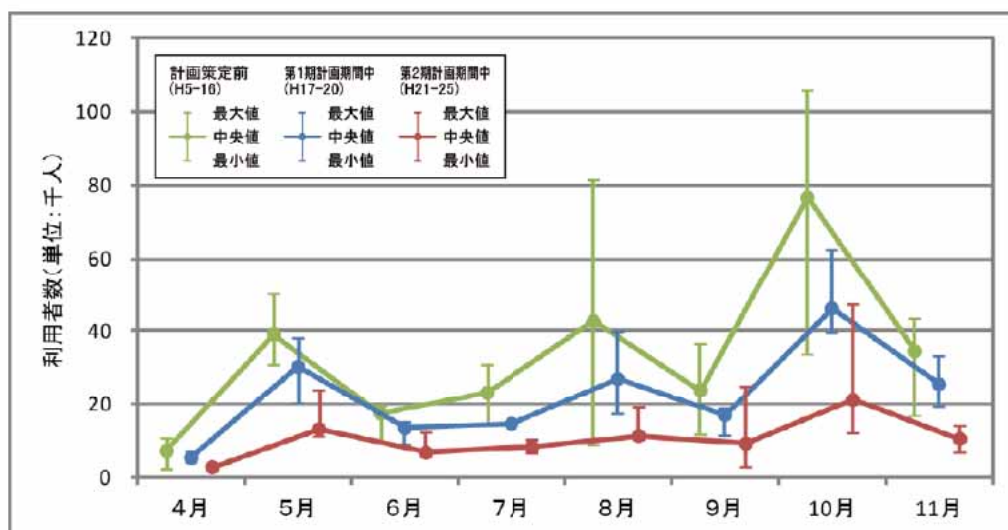


図4-3：計画期間別大台ヶ原の月別利用者数（平成5年～平成25年）

注1）図中の緑色 ■ は「大台ヶ原自然再生推進計画」策定前（平成5年～平成16年）の集計値。
 図中の青色 ■ は「大台ヶ原自然再生推進計画」計画期間中（平成17年～平成20年）の集計値。
 図中の赤色 ■ は「大台ヶ原自然再生推進計画－第2期－」計画期間中（平成21年～平成25年）の集計値。

注2）大台ヶ原の利用者数は、平成22年以降、新推計式により算出している。

出典）大台ヶ原ビジターセンター調

ii 大台ヶ原利用者数の推計式の作成

大台ヶ原の利用者数は、前述の山上駐車場の駐車台数から推計式を用いて算定している。しかし近年、大台ヶ原の利用形態が変化していることが考えられたため、「山上駐車場の車両数等目視カウント調査(平成20～22年度)」及び「ドライブウェイ交通量計測調査(平成22～23年度)」を実施し、現状に見合った係数を算出し、新たな推計式を作成した。(数式4-1参照)

数式4-1：推計利用者数の算定式

従来の算式（旧推計式）

推計利用者数 = 観光バス台数 × 25 人 + 乗用車台数 × 3 人 × 3 回転 + 二輪車台数 × 1.5 人

新しい算式（新推計式）

推計利用者数 = 観光バス台数 × 22.0 人 + 乗用車台数 × 2.2 人 × 2.0 回転 + 二輪車台数 × 1.1 人

注1）新推計式は、平成22年度以降の利用者数を算出する際に用いることとしている。

② 交通対策に係る関係機関等との連絡調整の実施〔平成18～22年度〕

大台ヶ原における交通対策について、関係行政機関との連絡調整を行うこと目的として、「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」を開催し、特に、利用集中期を中心とした交通対策に係る連絡調整を行った。

③ 社会実験の実施に係る検討〔平成16～23年度〕

第1期計画期間中のマイカー規制に係る検討においては、周辺地域住民や関係行政機関、交通事業者等との協議を行ったり、乗換え駐車場の候補地等の検討を行ったりしたものの、結果的に大台ヶ原の利用者数が減少傾向にあったことや、それに伴う地域経済へのマイナス効果等の懸念がある中で、マイカー規制の効果及びその必要性を含めて、全体的に周辺地域住民等の理解が得られるような案を提示できず、マイカー規制の実施に向けた具体的な協議・

調整を行うことができなかった。

第2期計画期間中は、全国の先進事例を調査し、大台ヶ原における適用性を検討したものの、近年の山上駐車場の駐車台数の減少、利用集中期の路肩駐車車の発生の減少、乗換駐車場の設定等に係る調整において周辺地域との合意形成に至らなかったこと、費用負担の問題等により、現状（平成23年度時点）においてはパーク＆バスライド（P＆R）によるマイカー規制の実現は極めて難しいとの結論に至った。

（2）各種取組による一時的な過剰負荷の軽減

① マイカーから公共交通機関への利用シフトによる過剰負荷の軽減

i 公共交通機関の利用促進普及啓発〔平成17年度～〕

マイカー利用者への広報を効果的に行うため、平成17年度から毎年、奈良県内外の道の駅や、近畿圏の登山用品店、主な自然系博物館等においてポスター・リーフレットの配付・掲示を行った。

また、さらに普及啓発を推進するため、平成23年度から毎年、山上駐車場において、利用者に対して直接、公共交通利用の普及啓発を行った（リーフレットと記念品の配布）。

ii 公共交通機関の利用状況の把握〔平成15年度～〕

奈良交通（株）の協力を得て、路線バスの利用者数を把握した。平成25年度の路線バスの利用者数は、4,618人（H24：7,345人）と、前年度比62.8%と減少した。なお、近鉄からは、例年、割引特典付きの切符が発売されており、また、平成24年度については奈良交通から「大台ヶ原・洞川周遊フリー乗車券」が発売された。

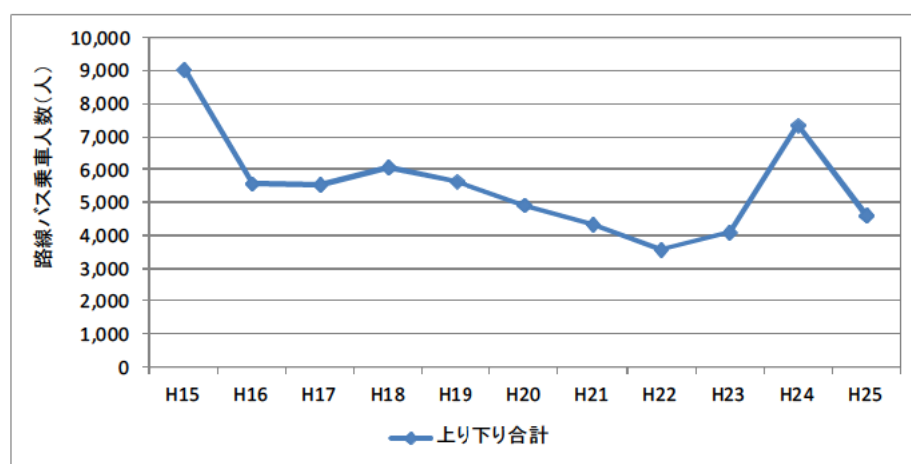


図4-4：路線バス乗車人数の推移（平成15～25年）

出典）奈良交通（株） 吉野営業所（～H24）・葛城営業所（H25～）

注1）上市駅発大台ヶ原行き（上り）、大台ヶ原発上市駅行き（下り）の合計値

② マイカー利用者の一時的な利用回避策の検討（山上駐車場の混雑情報の発信）〔平成17～21年度〕

紅葉期等の利用集中の緩和を目的として、平成17年度～平成21年度の5箇年にわたってインターネット（PC・モバイル）を活用した山上駐車場混雑情報（混雑予想情報、山上駐車場満車・空車情報等）の提供を行った。早期からのサイト開設告知等により一定の閲覧が見られた。また、アクセスが午前中に伸びるなど、利用者が情報を元に行動している可能性も見られた。しかし、マイカー利用を考える者の利用回避行動を定量的に評価することは困難であり、一時的な過剰負荷の軽減にどこまで効果があるかは検証困難であった。

■ マイカー規制等の実施に係る現状と課題

大台ヶ原の利用者の減少により、結果として自然環境に対する一時的な過剰負荷は軽減しているとみられるが、テレビ、雑誌等での紹介、天候に恵まれる等の好条件があれば、依然として、シャクナゲの開花期や紅葉期の週末・連休は、駐車場が満車となり路肩駐車や渋滞が発生している。これに対して、関係者の協議により交通誘導員を配置して車両を誘導する等の対策がとられており、一定の成果をあげている。引き続き、シャクナゲの開花期や紅葉期における駐車場対策等は奈良県、上北山村、関係機関が連携して対応していくことが必要と考えられる。

また、大杉谷線歩道の再開により、大台ヶ原へのアクセスが変化すると予測されることから、公共交通機関の利用促進をさらに取り組む必要があると考えられ、さらに、利用集中を分散させるため、シャクナゲ開花期や紅葉期以外の大台ヶ原の魅力のアピールが必要である。

3-2. より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供 ～利用調整地区の運用～

(1) 利用調整地区の適正な運用等

① 西大台利用調整地区設定の効果

i 入山者数の状況〔平成 19 年度～〕

西大台地区の利用状況を把握するため、平成 17 年度～平成 19 年度にかけて、入下山者カウンターを設置して「入山者カウント数」を計測した。また、平成 20 年度以降は、利用調整地区の認定者数からキャンセル数を減じた「推定立入人数」（両者ともに「入山者数」と表記）を把握し、これらから西大台地区の利用状況を把握した。

利用調整地区運用開始前までは、年間 5,000 人程度の入込みであったが、運用開始直後は、年間 1,200 人弱まで減少したが、その後は少しずつ増加傾向にある。（図 4-5 参照）

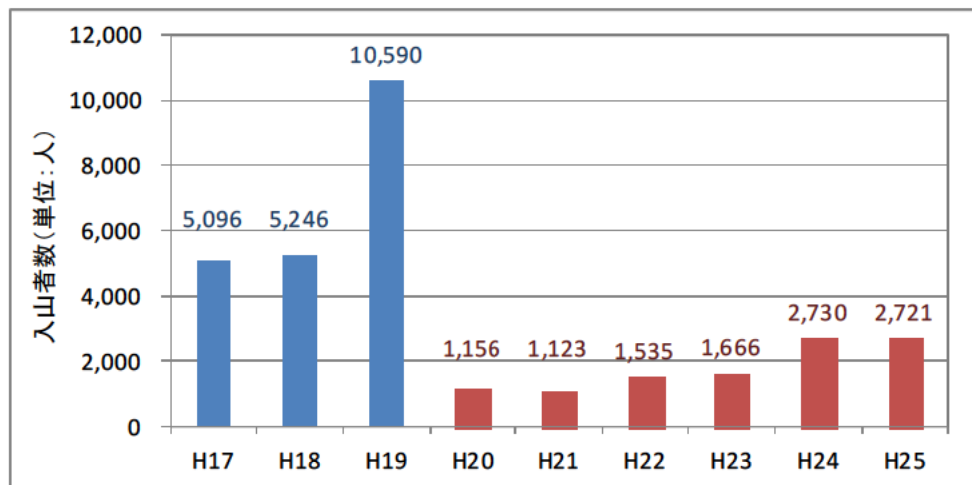


図 4-5：西大台地区の入山者数の推移（平成 17 年度～平成 25 年度）

注 1）西大台利用調整地区は、平成 19 年 9 月より運用が開始された。

出典）H17～19 年度の「入山者数」は入下山者カウンターによる値（入山者カウント数）。

H20～24 年度の「入山者数」は「認定者数」から「キャンセル数」を減じた値（推定立入人数）。

ii 利用者の満足度等（利用者意識の把握）〔平成 19 年度～〕

利用調整地区の利用者を対象に、利用者意識の把握を目的としたアンケート調査を実施した。その結果、「期待以上に良かった」、「期待通り良かった」が約 7 割であった。また、再訪の意向がおおむね 7 割を超えていた。

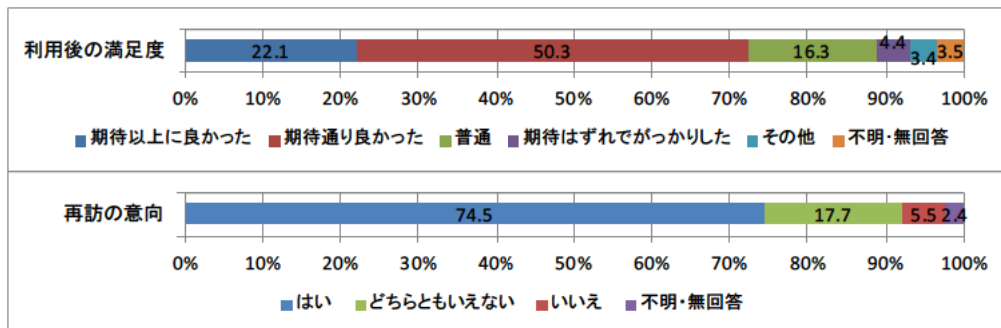


図 4-6：西大台の利用後の満足度（平成 19～25 年度の平均値）

② 周辺地域の理解と協力による利用調整地区の適正な運用

i 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会（「西大台協議会」）の開催〔平成 17～23 年度〕

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の策定及びその変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的として、関係行政機関、学識経験者、自然保護団体、NPO、地域住民、関係機関等の参画により、平成 17 年度から平成 23 年度まで、西大台協議会を開催した。

ii 大台ヶ原の利用に関する協議会（「大台ヶ原協議会」）の設立及び開催〔平成 24 年度～〕

大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ、国立公園として持続可能な利用を促進し、西大台利用調整地区を含めた大台ヶ原全体の適切な管理運営を実施していくため、また、関係者の利害調整及び合意形成を行うとともに、連携・協働を図る場を作ることを目的として、平成 24 年度より、新たに大台ヶ原協議会を設立・開催した。

③ 利用調整地区の運用と改善

i 指定認定機関による立入認定事務の実施と改善〔平成 19 年度～〕

吉野きたやま森林組合（平成 19～20 年度）及び上北山村商工会（平成 22 年度～）の協力により西大台利用調整地区の運用に伴う立入認定事務が行われた。認定事務に当たっては、その実施の中で、下記の改善を行った。

- ・ 平成 23 年度から、立入認定申請におけるインターネットによる事前予約の受付及び予約状況に関する情報提供を開始。
- ・ 平成 23 年度から、子どもについて事務手数料(500 円)を設定。(H23 : 29 名、H24 : 33 名、H25 : 38 名利用)
- ・ 平成 24 年度から、DW 通行規制時の認定日変更を 3 カ月から 1 年に延長。

ii 事前レクチャーの実施と改善〔平成 19 年度～〕

入山前の西大台利用調整地区の利用者に対して、下記の改善を図りながら、継続的に事前レクチャーを実施した。レクチャー受講者に対して、アンケート調査も実施し、その結果を踏まえてレクチャー時間、内容等の改善を行い、全体的な満足度も徐々に高まっている。なお、レクチャー実施時間について、融通が利くようにしてもらいたいとの意見もあった。

- ・ 平成 24 年度から、小処方面からの入山者に限定して、指定認定機関である上北山村商工会にて事前レクチャーを開始した。(平成 24 年度、25 年度は実施実績なし)

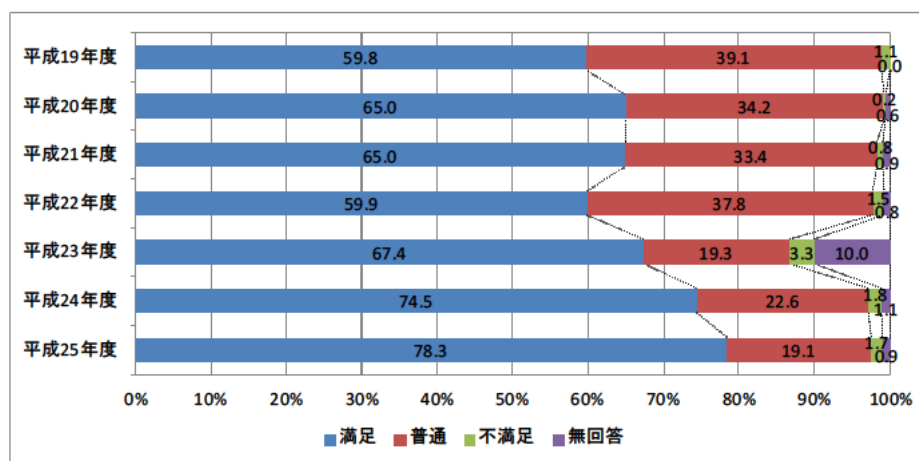


図 4-7：レクチャーに関する全体的な満足度

④ 利用調整地区の適正な管理

i 巡視等による違反者等への対応〔平成 19 年度～〕

利用調整期間中、毎日巡視を行い、違反者等に対しては指導を実施した。利用調整地区入口でのアナウンス、利用調整地区内での無認定者への指導は制度開始以降、徐々に減少しつつある。また、平成 24 年度から吉野警察署と合同巡視を実施している。

ii 西大台希少植物盗掘防止パトロール〔平成 24 年度～〕

平成 24 年度は、パトロールによる盗採者及び立入り許可を持たない違反者との接触はなかったが、奈良新聞への掲載（平成 24 年 6 月 27 日付）や、ニュース番組での放送（平成 24 年 7 月 21 日夕刻）等による抑止効果が期待された。なお、希少植物調査からは減少が確認されたものの、依然として盗採は発生していることから、引き続き対策が必要である。

iii 西大台歩道の在り方の検討〔平成 23 年度〕

西大台利用調整地区の歩道の荒廃を予防し、同時に利用環境の質を維持していくため、平成 23 年度、「西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、今後の歩道の維持修繕を進める際の方針等を検討した。その検討を踏まえて、「西大台利用調整地区『大台ヶ原周回線歩道事業』個別事項対応案」を作成した。

iv 歩道管理技術の均質化〔平成 24 年度〕

上記の個別事項対応案の方針をもとに、日常管理の手法や補修の実施手順等を明らかにし、管理を適正かつ円滑に実施することを目的に「吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 歩道管理マニュアル」を作成した。

⑤ 西大台利用調整地区の状態の把握

i 植生モニタリングの実施

a) 植生調査（歩道周辺等における植物の組成、外来種の種数及び被度）

土壌硬度については、全ての地点で歩道から 5m 以上離れた箇所では低くなっており、歩道外では踏み等の人為の影響はほとんどないといえる。歩道周辺の土壌硬度は年々低下傾向にあり、平成 19 年度の利用調整地区運用前の過剰利用からは回復傾向にあるといえる。歩道周辺では植生の悪化は特に見られなかった。これらのことから、歩道を固定化したことにより、歩道周辺の植生への負荷は軽減されていると判断された。

b) 種子等持込み状況

ナゴヤ谷で国外外来種のコヌカグサが確認されているが、他の地点では外来種は確認されていない。また、ナゴヤ谷においてもコヌカグサの植被率は縮小傾向にあること、その後新たな外来種は確認されていないことから、種子持込みによる植物相への負荷は軽減されていると判断された。

c) 植生回復調査（踏み分け道等における植生回復状況）

ミヤコザサが繁茂している箇所や落葉が堆積している箇所では踏み分け道は分かりづらくなっている。このような箇所では人為的な負荷は軽減されていると判断された。歩道周辺のミヤコザサや蘚苔類の繁茂している箇所では、ササや蘚苔類の回復が見られており、このような箇所では人為的な負荷は軽減されていると判断された。しかしながら、植生の回復が見られない箇所や、いまだに踏み分け道や裸地からの回復が見られない箇所があることから、現状は過剰利用からの回復過程にあるものと考えられる。

d) 希少植物調査

人の踏み込みなどによる希少植物への影響は確認されていない。盗採とみられる希少植物の減少が確認された

e) 蘚苔類被度調査

歩道周辺などにおいて、人の踏圧などによる蘚苔類への影響は確認されなかったことから、人為的な負荷は軽減されていると判断された。しかしながら、過去の人為の影響と考えられる歩道の掘削箇所への流水の影響による蘚苔類被度の減少が確認されていることから、現状は過剰利用からの回復過程にあるものと考えられる。

ii 歩道モニタリングの実施

a) 歩道状況調査〔平成 18 年度～〕

複線化については、誘導ロープや倒木等の設置により、解消傾向にあった。洗掘については、解消の傾向はみられず、荒廃が進んだ箇所もあった。

b) 洗掘詳細調査〔平成 23 年度～〕

特に赤い吊橋付近の洗掘箇所（S-7）では、調査地点付近の樹木が倒れ、侵食量が増加しており、平成 24 年度の調査では、さらにそれが顕著になった。同様に、赤い吊橋付近の洗掘箇所（S-8）付近についても、雨水の流下が原因と推測される土砂の堆積・浸食が確認された。

(2) より質の高い自然体験学習の提供

① ガイド制度に係る検討〔平成 18～23 年度〕

i ワーキンググループ（WG）の開催によるガイド制度等の検討〔平成 18～21 年度〕

平成 18 年度から 19 年度にかけて、全国各地のガイド制度やガイド講習プログラムの事例等を収集し、平成 20 年度から 21 年度にかけては、大台ヶ原で活動を行うガイド団体 5 団体に対して、活動状況やガイド制度への意向等について把握した。これらの事例収集及び調査結果等を踏まえて、平成 18 年度から 21 年度にかけて WG を開催し、大台ヶ原におけるガイド制度の目的、基本的考え方、ガイド推奨の仕組み、ガイド登録制度の仕組み、ガイドの登録要件等について検討を行った。

WG でのこれらの検討の中で、大台ヶ原におけるガイド制度の目標や基本的な考え方、ガイドに求められる資質等についてはおおむね取りまとめられたものの、ガイド推奨の仕組みや登録制度等については、地元関係機関、関係団体等との調整・連携が図り切れておらず、西大台利用調整地区を対象としたガイド制度の確立は果たせていない状況となっている。

ii 現況ガイドの質の向上（ガイド技術の向上検討）〔平成 21～23 年度〕

西大台でガイドを行う者を対象とした講習会等において使用することを想定して、平成 21 年度にテキストの骨子案を、平成 22 年度に「西大台ガイドのためのテキスト」を、WG での検討を行いながら作成した。

また、平成 23 年度には、大台ヶ原で活動しているガイド団体やパークボランティア等を対象として、作成したガイドテキストを用いて、インタプリテーションの技法等について学ぶための勉強会「西大台ガイド育成のための勉強会」を 2 回開催した。ここでは、勉強会で出された意見等を集約し、ガイドテキストへの反映を行った。

② 自然体験プログラム（エコツアーの実施）〔平成 20～22 年度〕

周辺地域の豊かな自然の魅力を発掘・活用して、地域活性化を推進するためのツアーにおい

て、ツアー行程の一部として西大台利用調整地区における自然体験プログラムを実施した。ツアー参加者の満足度はおおむね高かったが、参加者数の増加に向けた検討が必要と考えられた。

(3) 利用調整のモデル地区としての情報発信

① 西大台利用調整地区の認知度の把握〔平成 23 年度〕

大台ヶ原山上、登山用品店、京都御苑の3箇所において、「西大台利用調整地区」の認知度を調査した。大台ヶ原への来訪回数は、山上>登山用品店>京都御苑であったが、西大台への来訪回数にはそれほど差はなかった。西大台利用調整地区の指定状況に関する認知度は山上・登山用品店が6割前後、京都御苑は1割程度であった。西大台利用調整地区への来訪の意向はそれぞれ5～7割程度とおおむね興味を示された。

② 西大台利用調整地区の情報発信〔平成 19 年度～〕

西大台利用調整地区の制度概要と立入認定手続きの方法について、広く一般国民を対象に普及啓発するために、ポスター及びリーフレット「西大台利用調整地区ガイド」を作成し、平成 19 年度以降、毎年、主要な駅や施設、関係機関等に配布した。

■ 利用調整地区の運用に係る現状と課題

西大台利用調整地区の運用を開始して7年が経過した。当初、「東大台地区を含めた大台ヶ原全体が規制の対象である」という誤解が見受けられたが、普及啓発の継続的实施、利用調整地区に係る各種手続きの改善等により、認定者数は徐々に増加し、平成 25 年度には3,000 人を超えるようになった。また、事前レクチャーについても内容改善等により利用者の満足度を高めつつある。なお、利用調整地区の運用に当たって、「利用適正化計画」について協議を重ねてきた西大台協議会は、大台ヶ原全体の課題へ対応するため、周辺地域及び関係機関等によって新たに大台ヶ原協議会を設立し、関係者の連携・協働のもと、利害調整及び合意形成を図っている。こうした取組等により、利用調整地区制度の意義が周辺地域にも浸透しつつあると考えられる。

利用調整地区の管理に当たっては、歩道の荒廃を予防し、同時に利用環境の質を維持していくため、「西大台利用調整地区『大台ヶ原周回線歩道事業』個別事項対応案」を作成し、これを踏まえて、歩道管理技術の均質化を図るため、「吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 歩道管理マニュアル」を作成した。一方、希少種の盗採については減少傾向にあるものの、依然として発生している状況にあり、引き続き対応が必要である。

西大台利用調整地区を活用した質の高い自然体験学習の提供に当たっては、エコツアーをきっかけとした新たなツアーの検討がはじまっているものの、本格的には実施できていない状況にある。また、ガイド利用のためのテキスト作成等を行ったことから、今後は、大台ヶ原においてガイドを希望する利用者にガイドを紹介する方法等を検討することが必要である。

周辺地域の関係機関、関係団体等との連携により、西大台利用調整地区を適正に運用・管理・活用したことで、より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供を行うための「利用調整地区」の意義が周辺地域及び利用者等に浸透しつつあると考えられる。今後とも改善を図りながら円滑に運用・管理・活用を推進していく必要がある。

3-3. 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～

(1) 登山道・自然観察路の充実

① 西大台利用調整地区 歩道モニタリングの実施〔平成 18 年度～〕

西大台利用調整地区の歩道状況のモニタリングとして、歩道状況調査（平成 18 年度～）及び洗掘詳細調査（平成 23 年度～）を実施した。（再掲：p. 28 参照）

② 東大台周回線歩道における標識改修整備〔平成 22 年度〕

平成 22 年度、東大台周回線歩道等において、老朽化した解説標識(28 基)の改修整備を実施した。

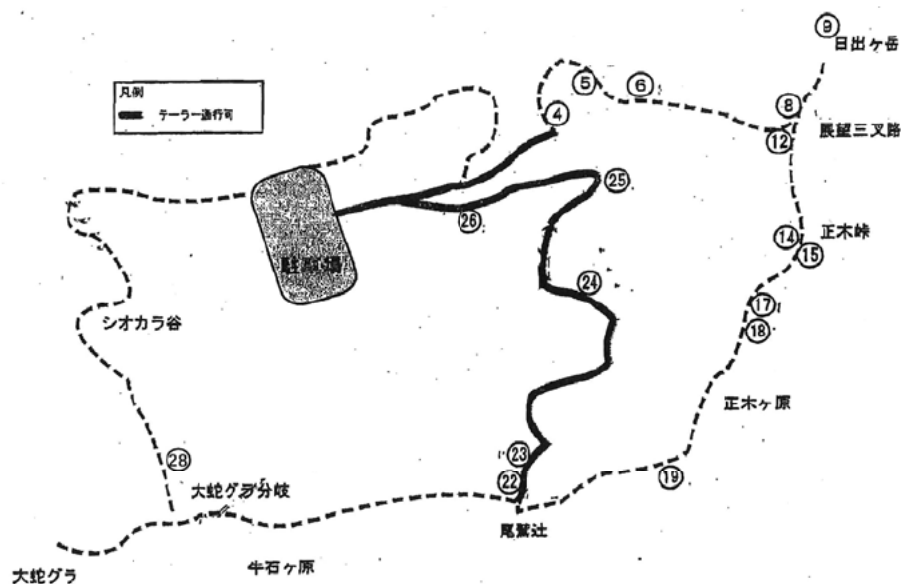


図 4-8：東大台周回線歩道 標識改修整備位置図



写真 4-1：整備前の例⑫(展望三叉路部)



写真 4-2：完成後の例⑫(展望三叉路部)

③ 大杉谷線歩道の復旧整備〔平成 20 年度～〕

大杉谷線歩道は、平成 16 年 9 月の台風 21 号により、甚大な被害を受けて全線が通行止めとなっていたが、三重県、環境省により、順次、被害箇所の復旧整備が行われ、平成 26 年度より全線を供用予定としている。（図 4-9 参照）

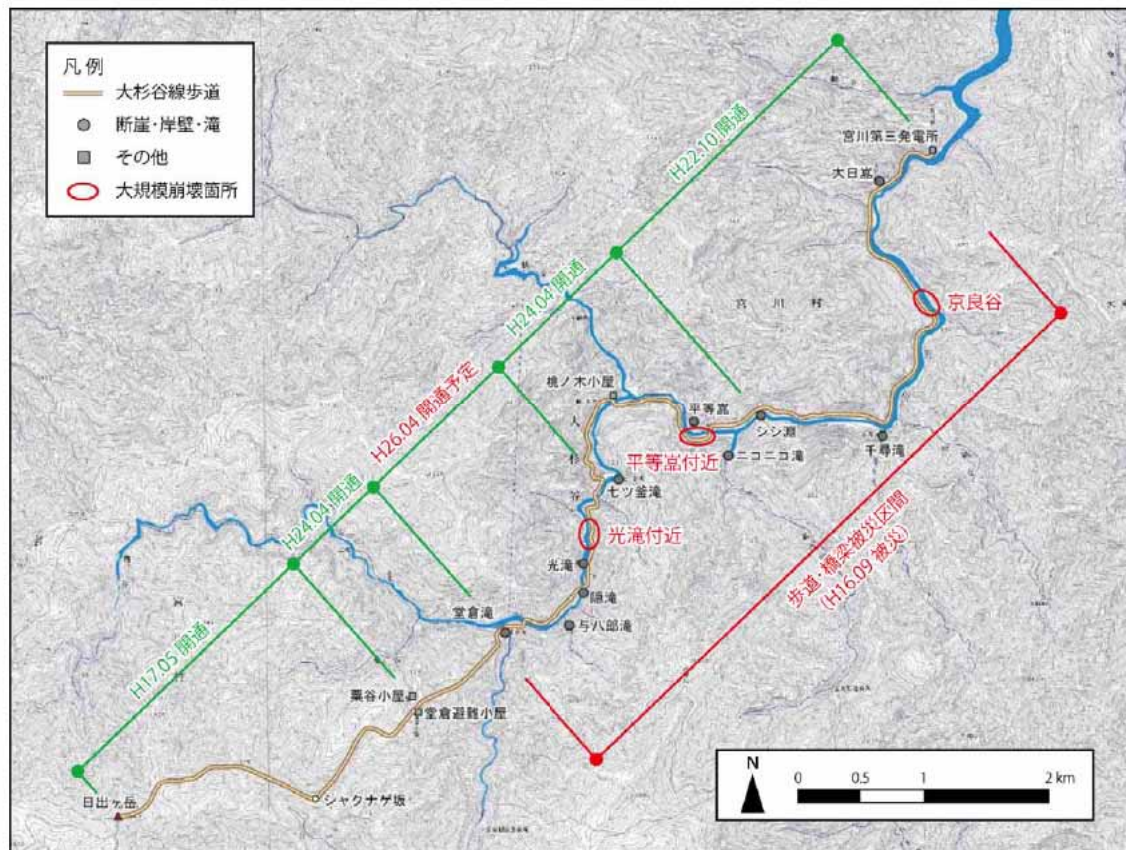




写真 4-3 : A R 自然観察会の様子 (H23)



写真 4-4 : P V 自然観察ハイキングの様子 (H24)

② 周辺地域の関係機関等と連携した自然体験学習プログラムの実施

i 周辺地域の小中学生を対象としたイベントの開催〔平成 23 年度～〕

周辺地域の関係機関等と連携した普及啓発活動として、上北山村立上北山小学校、上北山中学校の児童・生徒を対象に、大台ヶ原で採取した種子を播種（平成 23 年度）し、育苗（平成 24 年度）するイベントを実施した。また、平成 25 年度は、ニホンジカの捕獲等に関する勉強会を実施した。



写真 4-5 : 育苗イベントの様子 (H23)



写真 4-6 : 播種苗の計測風景 (H24)

ii 地元勉強会の開催〔平成 22 年度～〕

上北山村が有する優れた資源である大台ヶ原に愛着を持ってもらい、そこで生じている森林衰退の現状や、環境省が中心となって行っている自然再生事業について関心を持ってもらうことを目的に、地元勉強会を開催した。

iii 上北山村主催イベント「心の道ウオーク」への協力〔平成 24 年度～〕

上北山村では、大台ヶ原や大峯など、村の観光資源を活用したイベント「心の道ウオーク」が平成 17 年度から、継続的に開催されている。その中で、平成 24 年度は、大台ヶ原をコースとして開催されたイベントに吉野自然保護官事務所が協力した。

(5) 情報提供・情報発信の充実

① 周辺地域と連携した大台ヶ原関連展示イベントの開催〔平成 20～24 年度〕

大台ヶ原に関する展示イベントを周辺地域と連携しながら、平成 20 年度から平成 24 年度まで実施した。

表 4-1：過去の展示イベント実施状況

- | |
|---|
| ○平成 20 年 10 月 21 日～10 月 31 日 @ 京都御苑
「近畿の豊かな自然展 吉野熊野国立公園〔大台ヶ原〕&瀬戸内海国立公園〔成ヶ島〕」 |
| ○平成 21 年 7 月 10 日～8 月 2 日 @ 京都御苑
「近畿の豊かな自然展 山と水の息吹を感じて」 |
| ○平成 22 年 8 月 28 日～9 月 2 日 @ 東京都(奈良まほろば館)
「大台ヶ原の魅力発信展示会」 |
| ○平成 22 年 10 月 9 日～10 月 31 日 @ 京都御苑
「生物多様性を考える大台ヶ原と京都御苑の生きものの展」 |
| ○平成 22 年 11 月 13 日 @ 小処溪谷もみじ祭り
「大台ヶ原の情報発信」 |
| ○平成 23 年 10 月 7 日～11 月 6 日 @ 京都御苑
「大台ヶ原と京都御苑、美しい自然展」 |
| ○平成 24 年 5 月 29 日～6 月 11 日 @ かしはらナビプラザ
「紀伊半島復興元年企画第二弾「日本百名山『大台ヶ原』の郷・上北山村」展」 |



写真 4-7：京都御苑での展示状況 (H23)



写真 4-8：かしはらナビプラザでの展示状況 (H24)

(6) ビジターセンター機能の充実

① ふれあいコーディネーターによるビジターセンター運営補助〔平成 19 年度～〕

大台ヶ原ビジターセンターにおいて、西大台利用調整地区の事前レクチャーの実施や、利用者への自然環境の情報提供及びビジターセンター運営における各種業務の補助を行うことを目的として、平成 19 年度より「ふれあいコーディネーター」を配置し、利用者のニーズに対応した細やかなサービスを提供した。

② ツキノワグマの目撃情報の共有〔平成 25 年度～〕

大杉谷線歩道管理運営協議会との連携により、ツキノワグマの目撃情報等の共有を図った。

③ 大台ヶ原の利用に関する協議会(大台ヶ原協議会)の設立〔平成 24 年度～〕

平成 24 年度、大台ヶ原の適切な管理運営を実施していくため、関係者の合意形成を行うとともに、連携・協働を図ることを目的として、新たに「大台ヶ原の利用に関する協議会」を設立し、大台ヶ原ビジターセンターからも参加している。(再掲：p. 26 参照)

■ 総合的な利用メニューの充実に係る現状と課題

歩道については、引き続き探勝歩道、登山道のそれぞれの目的に応じた管理を行っていくことが必要である。なお、中道等の一部堰堤では、洗掘による安全上の支障が顕在化していることから注意を要する。

自然解説・自然体験学習プログラムの充実については、アクティブレンジャーや大台ヶ原地区パークボランティアによる自然観察会を開催し、参加者の意識把握等を行いながらプログラムの適宜見直しを行っており、引き続き取り組む必要がある。また、周辺地域との連携においては、エコツアーの実施など、地域独自のイベントへと発展しつつあり、展示イベントの開催等も含めて、より一層の連携・協働による自然体験学習・情報発信等の取組の実施が求められる。

ビジターセンター機能の充実に当たっては、他の山上施設との機能の整理を図りながら、引き続き大台ヶ原ビジターセンターを拠点とした利用者への細やかな対応やニーズの把握を行っていく必要がある。また、大杉谷線歩道の再開に向けて、三重県側との連携を深めていく必要がある。

第5章 大台ヶ原の現状 ～自然再生事業実施後の変化～ (省略)

巻末資料編 (CD-ROM)

1. 植生調査
2. 毎木調査
3. 下層植生調査
4. 哺乳類調査
5. 鳥類調査
6. 地表性甲虫類調査
7. 大型土壌動物調査
8. ガ類
9. 食材性昆虫類調査
10. 大型土壌動物調査
11. クモ類調査
12. :
13. :
14. 適正利用に係る交通量の調整 ～マイカー規制等の実施～ 取組結果
15. より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供 ～利用調整地区の運用～ 取組結果
16. 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～ 取組結果